

1 位置づけ

社会資本整備審議会からの答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」を踏まえ策定

2 基本方針

○地区全体として発揮される機能を高める

大局的な政策課題に適切に対応する

○霞が関地区を品格を備えた地区とする

3 整備・活用の進め方

○基本的な性能の確保とストックの活用等による地区全体としての機能の向上 詳細：別紙

○良好な都市景観の形成

- ・地区全体の景観の形成
- ・歩行空間、緑の連続性
- ・風景、記憶の継承
- ・建築計画の考え方

○危機管理に対応した整備・活用

- ・危機的事象を想定した施設機能の確保
- ・地区全体としての危機管理対応
- ・セキュリティを確保したうえでの開放的空間の提供

○環境の持続可能性を考慮した整備・活用

- ・持続可能な整備・活用のための方策
- ・地区全体としての環境保全対策
- ・良質な執務環境の確保と調和した環境保全対策

○ユニバーサルデザインの積極的導入

4 都市計画の考え方

○立地すべき施設用途は、原則として官公庁施設とする

○行政府庁舎が主に立地する区域の容積の総和は容積率による容積の限度の和を超えない範囲とする

5 各区域の整備・活用計画

○立法府庁舎が主に立地する区域

・議員会館の整備を図るとともに、国会議事堂その他の既存施設の活用を図る

○行政府庁舎が主に立地する区域

・土地の高度利用を図りつつ、以下の整備を行うとともに、官邸その他の既存施設の活用を図る

・財務省庁舎、4号館は合同庁舎として整備する

・内閣府庁舎は、本府庁舎の活用を図るとともに付属棟を建替え、合同庁舎として整備する

整備にあたっては、特に国会議事堂、官邸との関係に配慮する。

○司法府庁舎が主に立地する区域

・最高裁判所その他の既存施設の活用を図る

6 関係機関及び関係団体との調整

霞が関地区における個別、具体の整備・活用にあたっては、関係機関及び関係団体と適宜、連携及び調整を図る

景観

良好な都市景観の形成

・地区全体の景観の形成

建物頂部の輪郭線、軸線、壁面線は、群として調和のとれたものとする

地区全体の景観は隣接する地区も含めて調和のとれたものとなるようにする

・歩行空間、緑の連続性

緑の量的な確保を更に進める

歩行空間は、地域が連続的、一体的に活用されるような外部空間を整備する

・風景、記憶の継承

まちの景観を連続感のあるものとするとともに、新旧の建物の多様性を活かし時間の重なりが感じられるよう配慮する

・建築計画の考え方

国会議事堂、官邸、最高裁判所の象徴性を際立たせるように、周辺環境の整備を図る

その他の庁舎は、日本の文化を反映し、質実のなかにも信頼感、安定感の感じられる質の高いものとする

計画にあたっては、次の世代の利用可能性に配慮した配置計画とする

危機管理

危機管理に対応した整備・活用

・危機的事象を想定した施設機能の確保

高度の耐震安全性確保のほか、各省各庁への業務継続計画についての技術的支援を積極的に実施し、施設機能の確保を図る

地震以外のテロ等の危機的事象をも想定した施設機能の確保を図る

・地区全体としての危機管理対応

官庁施設のエネルギー源等は一定の集約を図りつつ、危機管理の観点から適度に分散させる

震が関地区における建物相互の代替機能の確保を図る

・セキュリティを確保したうえでの開放的空間の提供

各省各庁のセキュリティレベルに応じた多様な開放的空間を整備する

環境

環境の持続可能性を考慮した整備・活用

・持続可能な整備・活用のための方策

最新技術を採用したグリーン庁舎整備等により、高度な環境保全性の確保とともに、長期的視点でのCO₂排出削減を図る

環境保全性能の目標を設定し効果を検証することにより、適正な運用管理の徹底を図る

・地区全体としての環境保全対策

CO₂排出削減のモデルとなる官庁街として整備するとともに、地区全体としての視点を有する環境保全対策を実施する

・良質な執務環境の確保と調和した環境保全対策

効率的で質の高い行政サービスの提供に資する良質な執務環境の確保と調和した環境保全対策を実施する